

平成31年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

地域福祉を取巻く動きでは、国が平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、厚労省はそれをうけて、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現」を位置づけました。地域共生社会は、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域住民と関係機関が共に創っていく社会のことです。

社協は、この動きを受けて、「地域福祉」の原点である共に支えあい、助けあう地域づくりにむけて「住民が主役」の第3次地域福祉活動計画（平成29年度～平成33年度）を策定しました。平成29年度及び30年度の実践については評価をしていきます。

今年度も、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるために、この地域福祉活動計画に基づき、分野横断的な地域福祉活動をさらに充実させてこれまで実施してきた地域福祉推進に向けた活動や介護事業を中心にした在宅支援のサービスの質の向上を目指します。また、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」「複合的な課題を抱える」等の個別のニーズ及び地域のニーズに応えられる体制の整備を着実に実践していきます。

(i) 地域福祉活動計画を住民との連携により実践します。

地域福祉活動計画では、各町で住民座談会を開催し、地域の声を聞かせていただき、たくさんの意見をまとめて町ごとの特徴や課題に基づいた7つの町それぞれの地域福祉活動計画を作成しました。そして、その内容を「知りあい・つながりあい・みとめあい・そだてあい・ささえあい・見守りあい・助けあい」の「7つのあい」にまとめ、市全体としての取り組みとしました。この「7つのあい」の実現に向けて、住民の活動と社協の活動を具体的に示しました。これらの活動を住民の皆さんとともに、着実に実践します。

また、地域共生社会の一端を担う事業として、一宮町竹原田地区に「高齢者・障がい者・地域住民」が交流し生きがいを共に作る場所として一宮複合施設の建設をします。

(ii) 相談体制・支援体制の強化を図ります。

住民、あらゆる関係機関及び行政と協働して、住民の生活課題の解決を図ります。高齢者、子ども、障がい者等の縦割りから、世帯丸ごとの住民のニーズに対応できるよう相談体制・支援体制を強化し、これまで以上に住民から頼りにされる社協を目指します。

(iii) 社協の活動を支える職員の教育研修を充実します。

それぞれの職員が置かれている立場で、住民やサービス利用者のニーズに気づき、解決につなげる専門職としての役割を果たせるような知識と技術を身につけるための教育研修を実施します。特に、質の高い相談や支援を実践するための系統的な職員教育を継続し、中堅職員の教育の充実を図ります。

(iv) 社協の事業・サービスの再構築を進めます。

社協を取り巻く厳しい環境の下、現在の事業・サービスの内容を質、量ともに精査し、さらに質の高い事業・サービスを実施できるようにします。そのために、住民と専門機関としての社協との役割を整理し、事業・サービスの統廃合を実施します。

以上の基本方針に基づき、地域福祉活動計画及び社協の組織づくりを確実に推進するために、次の重点目標を定めます。

II 重点目標

(i) 住民と共に実践する地域づくりを進めます。

1. 住民を主役とした積極的な支えあい活動を推進します。

(ii) 相談体制・支援体制の強化を図ります。

1. 総合的に住民からの相談を受け、ニーズに応えられる体制を整備します。

① 地域に出向いての住民との関わりの中から、また、サービス利用者・事業参加者との関わりの中からニーズを発見し、相談を行い、解決につなげます。

2. 社協内の協働体制を強化します。

① 各部署（部門）間の横断的な協働体制をさらに強化します。

3. 職員の育成を強化します。

(iii) 現行の事業サービスの目的に応じた住民と社協の役割を明確にしていきます。

1. 住民が主体の活動について整理し、社協はその活動を側面から支援します。

2. 社協の専門職としての役割を確実に実行していきます。

(iv) 地域共生社会の実現に向けた複合施設運営体制の整備を推進します。

1. 職員がそれぞれの立場で役割を考え、実行します。

III 法人運営部門

(i) 部門目標

法人コンプライアンスの徹底を進めながら更に社協内の横断的な協働体制を強化し、職場の環境整備、組織体制の強化を目指します。

(ii) 総務課

1. 目標

① 法令遵守に則った組織運営を行います。

ア 規則に則り働きやすい環境をつくれます。

イ 通常業務と平行し一宮複合施設の開設に向けた準備を行います。

② 社協職員が専門職として信頼される環境づくりに向けて、社協内での連携をとりながら住民が安心して相談できる環境整備を目指します。

ア 交通安全に心がけ無事故を目指します。

イ 災害時にも対応できる体制を整えます。

2. 重点的に取り組む実施事業

① 働き方改革の周知徹底

- ② 一宮複合施設運営体制の整備
- ③ 交通安全に向けた研修の実施と車両のモニタリング
- ④ 災害時における初動体制のルール作りと備品の整備

IV 地域福祉部門

(i) 部門目標

地域福祉活動計画のもと、住民が主体的に取り組む“7つのあい”の活動推進と7つの町の活動計画の推進に取り組みます。

地域共生社会の実現のため「地域で助け合えるしくみ」づくりを推進します。

(ii) 地域福祉課

1. 目標

- ① 各町の地域福祉推進委員会を核として、住民と共に地域づくりを推進します。
- ② 専門職として、社協内連携と社協外の多職種と連携を図り、相談体制・支援体制の強化を行います。
- ③ 住民が主体となって、地域づくりの活動を進められるように、地域住民・ボランティア団体等の支援を推進します。
- ④ 地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域の課題解決を図るための「地域で助け合えるしくみ」づくりと、支援体制づくりを強化していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 地域福祉推進委員会を核として、生活支援体制整備事業（第2層協議体・生活支援コーディネーター事業）と連動した「地域で助け合えるしくみ」づくりの推進。
- ② 住民と話し合いながら、現行の事業サービスの目的に応じた住民と社協の役割の明確化と住民主体の活動への側面からの支援。

(iii) 障害者地域活動支援センター

1. 目標

- ① 地域で生活するための相談機能を充実していきます。
 - ア 家庭の中で埋もれている生活課題などの解決に向けて、社協の機能を活かしつつ、地域生活維持が出来るための相談の強化を図ります。
 - イ より専門的な在宅サービスを受けるための機能を持った計画相談事業所（指定特定相談支援事業所）を目指します。
- ② 気軽に利用出来る「地域活動の拠点」の充実を図ります。
 - ア 地域活動支援センターの利用増を目指し、活動内容の広報の強化を図ります。
 - イ 一宮複合施設の開設を目指し、就労訓練や生活支援のサービスを地域内で提供できるための準備を進めます。
- ③ 障がいについて、お互いが学び合える場を提供します。
 - ア 障がい者差別解消や虐待防止、地域生活支援拠点など、当事者だけではなく共に生きる地域住民の方々も学びあえる機会を作ります。

2. 重点的に取り組む実施事業

一宮複合施設開設の障がい者施設の運営に向けた準備の推進

V 在宅介護部門

(i) 部門目標

1. 「断らない事業所」を目指し受け入れ態勢を整えます。

① 社協の事業所の役割を踏まえ、他の民間事業所では取り組みにくい困難ケースへの対応を積極的に行います。

② インフォーマルな支援や制度の狭間への対応も行っていきます。

2. 事業経営基盤の強化を図るために選ばれる事業所を目指します。

① 事業所の使命を果たすため体制を整え適切な運営と経営を行います。

② 介護保険制度等の法令遵守を徹底し事業内容の透明性を継続していきます。

3. 質の高いサービスを提供できるよう職員教育や研修を充実していきます。

① 専門的知識や技術の向上が図れるよう内部、外部研修等を充実していきます。

(ii) 居宅介護支援事業所

1. 目標

① 特定事業所の継続により、質の高いケアマネジメントを提供できる体制を確保していきます。

ア 根拠をもったアセスメントを行う事ができるようにします。

イ 自立支援を目指す計画作成に向けた課題を導き出せるよう、全ての利用者の課題整理総括表を作成できるようにします。

2. 重点的に取り組む実施事業

① 特定事業所の継続

ア 24時間連絡体制の確保

イ 困難事例の受け入れ体制の確保

ウ ケースに関する週1回の会議の開催

エ 地域ケア会議等への参加

オ 計画的な研修会の開催と外部研修への参加

カ 介護支援専門員研修における実習等の協力

キ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会の実施

(iii) 通所介護事業所（デイサービス）

1. 目標

① 「断らない事業所」として他事業所では受け入れられない生活困難者、寝たきり高齢者、精神・身体障がい者、重度の認知症者や医療度の高い方（喀痰吸引・胃ろう、癌末期者等）及び在宅看取りの方々の支援に応えるため、積極的に受け入れを行って行きます。

② 地域住民やボランティア等と積極的に交流を図り、開かれたデイサービスの充実を図っていきます。

③ 利用者、家族のニーズに対して適正な制度に基づくサービスの提供を継続しま

す。介護保険制度だけでは対応できない方に制度外サービスを提供します。

- ④ 利用者に満足したサービスを提供するため、各内外研修に積極的に参加していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 介護保険外サービス（お泊りデイサービス）
- ② ボランティアの受入・住民との交流の促進
- ③ 一宮複合施設開設の通所介護施設の運営に向けた準備の推進

(iv) 訪問介護事業所（ヘルパー事業所）

1. 目標

- ① 「断らない事業所」として他事業所では受け入れられない生活困窮者・寝たきり高齢者、精神・身体障がい者、重度認知症者・医療重度者、在宅看取りの方への支援を積極的に行い、制度の狭間への対応も行っていきます。
- ② 介護保険制度等の法令遵守を徹底し、訪問介護事業所の特定事業所加算に向けた体制を整えます。
ア 業務の見直しを行い業務内容の統一や効率化を図ります。
- ③ 質の高いサービスを提供するために、内部・外部の研修を実施し専門的知識や技術を高められるよう職員研修を充実していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 登録指定行為事業（喀痰吸引・胃ろう対応）
- ② 介護保険外サービス（おまかせ安心サービス）

VI 笛吹市南部長寿包括支援センター

1. 目標

地域で支援を必要としている方々の切れ目のないサービス提供や困りごとの早期発見及び早期対応等一連の取り組みを行うことで、住み慣れた地域で安心し自立した生活が送れるようにしていきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 総合相談支援
ア 24時間対応の総合相談窓口業務
イ 社協及び民生児童委員など関係機関及び家族会等と連携した地域包括ネットワークの構築
ウ 在宅高齢者の実態把握
- ② 高齢者虐待対応及び予防、消費者被害の防止等の権利擁護事業
- ③ 処遇困難事例への支援等の包括的・継続的ケアマネジメント
- ④ 介護予防ケアマネジメントとサービス計画書の作成及び点検

VII 一宮複合施設

1. 目標

- ① 住み慣れた地域において誰もが分け隔てなく支え合う共生型社会の構築を目指

し、地域福祉の拠点としての共生型の多世代交流、多機能の福祉拠点の開設準備をします。

- ② 職員及び関係者と連携し綿密な計画のもと、複合施設の機能が果たせるよう施設整備をします。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 法令遵守に則し計画的な各種手続き、開設申請等の実施
- ② 近隣住民の理解や協力を得るための関係性を構築
- ③ 職員の人員確保や教育による質の高いサービスの提供が出来る準備体制の構築
- ④ 職員及び関係者と進捗状況を共有し、あらゆる場面への対応
- ⑤ 利用者に満足いただけるサービスを提供するための準備態勢の構築
- ⑥ 複合施設としての強みを発揮できるよう職員の横連携を強めた体制の整備

以上